

2018年10月 日  
各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。[広域連合]

(答) 保険料段階が第1段階から第3段階までの被保険者のうち、要件に該当する者について独自減免を実施しています。(長寿課)

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。[広域連合]

**(答) 介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用負担軽減に取り組んでいます。(長寿課)**

## ★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。**[蒲郡市]**

**(答) 要介護認定申請につきましては、通常、一般の職員にて対応しておりますが、課内には、専門職もあり、高度な判断が必要な場合には、相談して対応することができますようになっております。(長寿課)**

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。**[広域連合]**

**(答) 介護施設につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。(長寿課)**

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。**[広域連合]**

**(答) ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。(長寿課)**

## ★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。**[広域連合]**

**(答) 利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しており、当該サービスにおいては期間を区切ることはありません。(長寿課)**

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。**[広域連合]**

**(答) 総合事業は、事業費の上限管理がされておりますが、上限を超過した場合においても必要なサービスが提供できるよう、一般財源及び第1号保険料を財源として、事業費が確保できる体制を整えています。(長寿課)**

## (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。**[蒲郡市]**

**(答) 本市では、地域で高齢者の通いの場等を立ち上げるための支援として、毎年地域包括支援センターに介護予防事業を委託し、その事業からサロン活動等につながるよう自主グループ化を図っております。**

また、平成30年度からは、高齢者が継続的に通って楽しく体を動かせるよう「継続実施型の介護予防教室」を市内3か所で開始しました。

サロン活動費の助成として、住宅等を賃貸してサロン活動を行っている場合にその経費を助成する「地域交流活動助成金交付事業」を平成29年度からは開始しました。

更に、活動が定着したサロンを実施していただいている団体には、市と社会福

祉協議会から参加者の人数に応じた費用助成を行っております。

認知症カフェは、市内3か所で実施されており、今後拡充について検討するとともに地域で通いの場の充実にも努力してまいります。(長寿課)

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**[広域連合]**

(答) 現在のところ、受領委任払い制度を実施していません。今後の実施にあたっては、利用者及び事業者からの需要などを見極めつつ、実施についての検討を行ってまいります。(長寿課)

## ★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。**[蒲郡市]**

(答) 介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状態を直接判断するものではなく、介護の手間のかかり具合を判断して認定します。一方、障害者控除の対象者を市町村が認定する基準は、「知的障害者に準ずる場合」もしくは「身体障害者の1～6級に準ずる場合」又は「ねたきり者」とすると厚生労働省からの事務連絡に示されています。

このように、判断基準が異なることから、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者に該当するかを判断することは困難です。従いまして、すべての要介護認定者を障害者控除の対象とすることはできません。引き続き従来どおりとします。(長寿課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。**[蒲郡市]**

(答) 上記①のとおり、要介護認定は「介護の手間のかかり具合」を判断するもので、障害者かどうかを判断するものではありません。従いまして、障害者控除対象者の認定書又は申請書を自動的に個別送付することは、要介護認定された方の心情を慮ると一概に好まれることとは言えません。このことから、すべての要介護認定者に認定書又は申請書を送付することは考えておりません。(長寿課)

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(答) 法の趣旨にのっとり、執行をしてまいります。(保険年金課)

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(答) 法の趣旨にのっとり、執行をしてまいります。また、短期証の発行期限は、税の滞

**納額及び支払い意思などを考慮し6か月以内にて発行します。(保険年金課)**

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**(答) 一部負担金の減免基準は、国基準より拡大して減免が受けられるようになっています。また、窓口での周知も行っています。(保険年金課)**

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

**(答) 高額療養費に該当した方には、申請書を郵送しています。(保険年金課)**

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**(答) できるだけ滞納者と面談し、生活状況の聞き取り、財産調査等を行ったうえで、市税等の支払い能力を判断しています。生活が困窮している状態であると認められる滞納者については、猶予や執行停止等の対応をとらせていただいています。(収納課)**

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

**(答) 申請権を侵害することなく、また、疑われるような行為は慎むよう留意して行っています。(福祉課)**

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(福祉課)**

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(福祉課)**

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

**(答) 法の趣旨にのっとり、執行をしません。(福祉課)**

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(福祉課)**

### 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください

**(答) 子ども医療費助成、精神障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療費給付事業については、県の補助部分を拡大して実施しています。(保険年金課)**

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**(答) 蒲郡市では、県の補助範囲を拡大し15歳までの通院・入院の自己負担分を助成しており、県内の医療機関の受診について現物給付としています。(保険年金課)**

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**(答) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者への精神科以外の通院・入院に対する自己負担分を全額助成しています。自立支援医療(精神通院)対象者については精神科通院に対する自己負担を助成しています。(保険年金課)**

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

**(答) 愛知子ども調査の本市分データを集計し、また、この調査を補完する内容を次期の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に盛り込みます。この集計・分析結果を基に、子どもの貧困対策や子育て支援を効果的かつ計画的に推進してまいりたいと考えています。(子育て支援課)**

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

**(答) ひとり親世帯等への支援については、母子・父子自立支援員を置き身上相談に応じ、必要な情報提供及び指導等自立支援を行っています。自立支援計画の策定については、次期子ども・子育て支援事業計画の策定にあわせ、ひとり親世帯等の自立支援についても考えてまいります。また、現在実施しています自立支援給付金事業及び日常生活支援事業等により、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えています。(子育て支援課)**

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

**(答) 本市の基準額算定には特別支援就学奨励金で適用する生活保護基準額(改定前基準)を採用し、その1.3倍以下としています。ただし、1.3倍以上であっても特別な事情がある場合、認定しています。入学準備金は3月中旬から支給しております。(教育委員会庶務課)**

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**(答) 子ども食堂への支援については、NPO法人が今年度から始めた子ども食堂運営のワーキンググループに加わり研究をしています。地域での取り組みが活性化されるこ**

とを期待するとともに、地域における支援の広がりが進む場合には、支援団体の声を聞きながら継続的な運営のためにどのようなサポートができるか考えてまいります。（子育て支援課）

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

**（答） 貴重な意見として確かにお聞きしました。（教育委員会学校給食課）**

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

**（答） 公立保育所の設置者として、配置基準及び労働基準法を遵守するとともに、より良い保育環境を提供できるよう引き続き保育士の確保に努めてまいります。**

**また、民間保育所においても、配置基準及び労働基準法を遵守して運営していることを県の指導監査を通じて把握しており、保育士の処遇改善を目的とした市の独自補助制度を設けております。（子育て支援課）**

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

**（答） 自立支援協議会を通じて地域の課題を共有するとともに、市内事業所に働きかけを行ってまいります。なお、本市においては平成30年3月にグループホーム1ヶ所開所し、平成31年4月にも1ヶ所開所予定です。（福祉課）**

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

**（答） 貴重な意見として確かにお聞きしました。（福祉課）**

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

**（答） 通院時の院内での待ち時間については、障がいの特性上、常時ヘルパーの付き添いが必要であると認められたものについては算定しています。入院時のヘルパー派遣につきましては、貴重な意見として確かにお聞きしました。（福祉課）**

- ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

**（答） 障害者総合支援法に基づき、利用者の収入に応じて利用料が無償の方はいますが、食費・おやつ代・レクリエーション代等の実費につきましては利用者にご負担いただいています。（福祉課）**

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

**(答) 利用者の障害特性に応じて、介護保険対象者の方にも障害福祉サービスをご利用  
いただいております。また、介護保険の利用が確認できない状況で障害福祉サー  
ビスを打ち切ることはありません。高齢障害者の利用者負担軽減制度につきましては、  
介護保険担当と連携を取りつつ、運用方針を含めて検討してまいります。(福祉課)**

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基  
準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(福祉課)**

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬  
単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるど  
もに、介護職の大切さを知らせてください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(福祉課)**

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワ  
クチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けて  
ください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(健康推進課)**

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も  
任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象として  
ください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(健康推進課)**

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充し  
てください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(健康推進課)**

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(健康推進課)**

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(健康推進課)**

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上  
の医療費患者負担増の検討を止めてください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保  
険者支援を行ってください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。

また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(長寿課)**

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(福祉課)**

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)**

以上